

白浜町都市公園内行為許可基準

白浜町都市公園条例及び白浜町都市公園条例施行規則の規定に基づく行為の許可に係る基準は、下記のとおりである。

1. 行為の内容

都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 前各号に定めるものの他、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で町長が定めるもの。

2. 審査の基準

(1) 共通要件

- ① 公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- ② ほかの公園利用者の迷惑や支障となるものでないこと。
- ③ 公園施設の管理の妨げとならないこと。
- ④ 特定の思想を主張するデモ行為を目的とした演説会、講演会、集会や宗教団体の布教を目的とした祭礼、集会等に当たらないこと。
- ⑤ 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- ⑥ 白浜町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等からの申請でないこと。

(2) 個別要件

ア. 行商、その他これらに類する行為をすること。

- ① 公園内での物品の販売・頒布は通常では認められない。ただし、地方公共団体、指定管理者又は公共的団体が主体となる催し、若しくは共催、後援、協賛等により行われる催しがあり、その一環として行われるものについては、この限りではない。
- ② 物品販売等の内容、種類が公園内での販売として適正なものであること。
- ③ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があり、かつ公園の管理上支障が無いと認められるもの。

④ 主体となる催しについて、行為許可を受けていること。

イ. 募金、その他これらに類する行為をすること。

① 他の公園利用者に支障をきたさない場所及び方法で行われるものであること。

② 公共の福祉に反しないものであり、公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があるもの。

ウ. 業として写真又は映画を撮影すること。

① 他の公園利用に支障をきたさない場所及び方法で行われるものであること。

② 都市公園で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと。

エ. 興行を行うこと。

① 都市公園で行う興行として、適切な内容及び可能な場所であること。

② 地方公共団体、指定管理者又は公共的団体による主催、共催、後援、協賛等の下に行われる興業であること。

③ 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。

④ 事前周知の計画が適切であること。

⑤ 大規模な興行の開催にあたっては、予め現場責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。

オ. 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

① 都市公園で行う催しとして、適切な内容及び可能な場所であること。

② 公共的な主旨のもとに行われる催し、または健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

③ 入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。

④ 事前周知の計画が適切であること。

⑤ 大規模な催しの開催にあたっては、予め現場責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。

3. 標準処理期間

行為の許可を受けようとする者は、行為開始の5日前（土日、祝日を除く）までに、行為許可申請書を提出すること。ただし、大規模な行事等の場合は、利用開始の2ヶ月前までに事前協議を行うこと。